

令和 7 年度 一般会計歳出 第2款 14項 3目 12節 参議院議員選挙費
令和 7 年度 一般会計歳出 第2款 14項 2目 12節 市長選挙費

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 緑区総務課	担当者名 電話	棚町 930 — 2214
------	------	-----	---------------	------------	------------------

設 計 書

- 1 委託名 第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙における選挙公報の世帯配布委託
- 2 履行場所 横浜市緑区内の指定地域(約30,000戸)
- 3 履行期間 期間 契約締結の日から令和7年8月29日(金)まで
(ただし、配布期限は両選挙とも投票日2日前まで)
又は期限 期限 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 別紙仕様書のとおり
- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委託概要 第27回参議院議員通常選挙に係る選挙公報(選挙区選挙、比例選挙の2選挙分)を1組に合わせた上、緑区選挙管理委員会が指定する町内、区域の各戸に配布するとともに、未着世帯への再配布を行う。
また、令和7年8月執行横浜市長選挙に係る選挙公報を緑区選挙管理委員会が指定する町内、区域の各戸に配布するとともに、未着世帯への再配布を行う。

8 部分払

□す る (回以内)

■ し な い

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥ ()

内訳業務価格

¥ ()

消費税及び地方消費税相当額

¥ ()

内訳

名称	形状寸法等	<input type="checkbox"/> 確定数量 <input checked="" type="checkbox"/> 概算数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
<参議院配布>						
選挙公報	選挙区及び比例選挙の2種を1組	(30,000)	部		()	
<市長選挙配布>						
選挙公報		(30,000)	部		()	
小計					(0)	
消費税					(0)	
合計					(0)	

仕様書

1 件名

第 27 回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙における選挙公報の世帯配布委託

2 業務目的

第 27 回参議院議員通常選挙に係る選挙公報（選挙区選挙、比例代表選挙の 2 選挙分）を 1 組に合わせた上、緑区選挙管理委員会が指定する町内、区域の各戸に配布するとともに、未着世帯への再配布を行う。

また、令和 7 年 8 月執行横浜市長選挙に係る選挙公報を緑区選挙管理委員会が指定する町内、区域の各戸に配布するとともに、未着世帯への再配布を行う。

3 履行期限

契約締結日から令和 7 年 8 月 29 日（金）まで

※配布期限を終了した投票日前当日であっても、緑区選挙管理委員会から連絡があった場合には、配布漏れや再配布依頼への対応を行う。

参議院議員通常選挙想定投票日	投票日は現段階で決定していません。正式な日程は決定し次第、連絡します。投票日は 1 週間を単位に変更する場合があり、現時点での想定日は令和 7 年 7 月 20 日（日）、7 月 27 日（日）です。
横浜市長選挙投票日	令和 7 年 8 月 3 日（日）
梱包配送日	投票日の 10 日前頃 ※決まり次第、連絡します。
配布期限	原則として梱包受領後 6 日以内（法定期限は投票日の 2 日前まで）

4 事業の概要

(1) 選挙公報について

選挙公報は、公職選挙法第 170 条第 1 項において、選挙の期日前 2 日までに配布することが義務付けられているため、配布漏れが発生した場合には選挙無効の原因となる恐れもある。配布の際は配布済みの箇所を把握する措置を行うことなどにより、配布漏れのないようにする。

また、他市・他区との境界付近の配布にあたっては、特に注意するなど、万全を期す必要がある。

(2) 配布対象世帯数

両選挙とも区内の指定された町丁や地域の 30,000 世帯（概算）

※配布地域は別添資料 1 を参照

(3) 配布期限

選挙公報の配布は、緑区内の各世帯へ投票日 2 日前までに行うものとする。ただし、公示日（告示日）以降期日前投票が始まるため、受領し次第、速やかに各世帯へ配布することとする。

なお、配布漏れや再配布依頼への対応として、投票日の前・当日については、即時配布できる体制を整えておくこと。

(4) 再配布

履行期間内に緑区選挙管理委員会または市民から未配布の通報や再配布の依頼があった場合、該当配布先について配布済であると思われる場合であっても、速やかに再配布を行うこと。(依頼があつてから概ね2時間以内に完了すること。)

(5) 連絡体制

選挙公報の梱包を受領してから投票日までの期間は、土日祝日を含めて、複数名で午後8時までの待機をすること。また、緑区選挙管理委員会との連絡が可能な状態に必ずすること。

契約決定後、配布担当責任者、次席責任者の氏名、電話番号・携帯電話などを速やかに緑区選挙管理委員会へ連絡する。

(6) 報告

各配布担当者の配布状況について、「4 事業の概要 (1)選挙公報について」のとおり、配布済みの箇所を把握するなどの措置を行い、次のとおり緑区選挙管理委員会へ書面により速やかに報告すること。書面の様式については、別途提示する。

ア 配布計画書

契約締結後速やかに、町丁別配布担当者等を明らかにした「配布計画書」を緑区選挙管理委員会に提出すること。

イ 配布状況中間報告

緑区選挙管理委員会が指定する期日に配布状況を報告すること。その際配布計画と比べて遅延している場合は、その理由を申し添えること。

ウ 配布状況最終報告及び委託完了報告

選挙終了後、未配布の通報や再配布の依頼への対応を行った件数を含めた配布状況及び配布世帯数を明記し、速やかに緑区選挙管理委員会あてに提出すること。なお、当該書類の提出をもって、発注者は本委託業務の完了検査を行うこととする。

5 選挙公報の受領、配布、取扱方法

選挙公報の受領、配布、取扱方法については、契約決定後速やかに緑区選挙管理委員会と次の(1)～(4)について確認すること。

(1) 受領梱包（予定）について

R 4 参議院議員通常選挙及びR 3 横浜市長選挙における選挙公報の規格等

選挙種類	規格 (一部あたり)	1梱包の 部数	1梱包の 構成	1梱包の 重量
参議院選挙区選出議員選挙	ブランケット判 (8頁)	250部	50部×5こま	10.75kg
参議院比例代表選出議員選挙	ブランケット判 (8頁)	250部	50部×5こま	10.75kg

選挙種類	規格 (一部あたり)	1梱包の 部数	1梱包の 構成	1梱包の 重量
横浜市長選挙	ブランケット判 (2頁)	1,000部	50部×20こま	12.5kg

公報の規格や梱包形態については、サイズやページ数は候補者数や政党数により決定するため、告示または公示日に規格が決定となる。県・市選挙管理委員会からの通知により決定し次第、緑区選挙管理委員会から受託者あてに連絡をすることとする。

(2) 選挙公報梱包の配達について

指定された市内店舗・倉庫への配達を行うが、配達先が横浜市以外の倉庫になる場合、原則として、緑区選挙管理委員会が指定する倉庫まで選挙公報を引取りに来ること。

県・市選挙管理委員会が指定する倉庫での選挙公報の引取りを希望する場合には、その旨を緑区選挙管理委員会に事前に申し出ること。引渡しの際には配達部数全体を1度に引き渡すため、1度で引き上げられるだけの車両台数を確保するものとし、引取りに用いる車両は積荷の紛失や荷崩れ、落下防止のため、荷台に屋根が付いているものを用意すること。

なお、引渡しの時間については緑区選挙管理委員会が指定する時間以外には指定できないものとする。

また、引取り部数を把握しており、複数車両での引取りをする際には各車両への集積部数等の指示を出せる者が引取りに立ち会うこと。

(2) 配布前の仕分けについて

参議院議員通常選挙において、選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙をそれぞれ1部ずつ計2部を1セットとして組み、組み上げたセットを世帯に配布すること。

横浜市長選挙については、1種のため、組み上げはなし。

(4) その他

選挙公報の受領、配布、取扱方法について、ここに定めのない事項については、緑区選挙管理委員会と協議し、その指示に従うこと。

6 配布にあたっての留意事項

- ・他のチラシとの折り込みは厳禁とする。
- ・悪天候の場合には、ビニールを被せる等、配布に際し汚損しない工夫をすること。
- ・原則として各世帯の郵便受けに配布する。二世帯住宅などで複数世帯が居住していることが明らかな場合には、世帯数に応じた部数を投函する。郵便受けが複数ある場合にはそれぞれに投函する。
- ・戸建て住宅に事業所があり、そこに居住者がいないと明らかでない場合は原則として投函する。
- ・管理人が常駐しているマンション等は、原則として声掛けをしたうえで配布すること。
- ・各世帯の住宅に郵便受けがない場合は、ドアの隙間など投函できるところから配布する。
- ・マンションなどの1階に集合ポストがある場合はその場所に投函する。ただし、管理人及び緑区選挙管理委員会から配布場所の指示がある場合は、その指示に従うこと。
- ・マンションに集合ポスト、戸別郵便受けがない場合は、ドアの隙間など投函できるところから配布する。
- ・当該地域の地図を用いて配布個所をチェックしながら配布を進めること。
- ・緑区選挙管理委員会から各世帯配布用に届け先の氏名、住所、電話番号などの個人情報を紙媒体、電子媒体などにかかわらず受理した場合は、使用後、速やかに返却すること。
- ・ボールペン、鉛筆など、その他一切の筆記用具で、選挙公報にチェックをつけるなどの記載は不可とし、汚損があるものについては配布しないこと。

7 その他

- ・事件・事故等が発生した場合には、緑区選挙管理委員会に直ちに報告し、迅速にその指示に従うこととする。

- ・選挙期日後は、配布物の残部を再資源化等、適切に処分すること。
- ・ここに定められていないことは、両者協議のうえ、決定する。
- ・参議院議員通常選挙の投票日が確定するのは、通常国会の閉会後となるため、1週間単位で日程が変更する可能性がある。その際は配付期限等の日程も1週間単位で変更するので対応すること。
- ・請求にあたって1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てとする。

選挙公報の配布町丁・地域一覧

資料 1

町の全域	配布世帯数※
鴨居町	691
東本郷町	8
東本郷一丁目	585
東本郷二丁目	430
東本郷三丁目	746
東本郷四丁目	1,208
東本郷五丁目	1,008
東本郷六丁目	1,903
中山一丁目	1,889
中山二丁目	299
台村町	2,330
新治町	1,273
三保町	6,495
青砥町	2,066
長津田二丁目	1,896
北八朔町	4,292
西八朔町	1,184
計	28,303

※令和 7 年 3 月 1 日現在の住民基本台帳から算出